

E i w a N e w s

会社法一部改正について

平成 26 年 8 月
(No. 109)

企業統治の強化を目的とした会社法の改正が、平成 26 年 6 月 20 日に参議院で可決成立しました。施行期日は、平成 27 年 4 月になることが見込まれています。

【主な改正点】

- [1] 株式等売渡請求制度の新設
- [2] 監査等委員会設置会社制度の新設
- [3] 社外取締役の要件の見直し
- [4] 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

今回の改正で、注目されるのが株式等売渡請求制度です。これは、90%以上の株式を保有している株主が残りの株主全員の株式を、「株主総会決議を経ずに」強制的に買い取ることができる制度です。経営判断の迅速化を可能にし、M&Aや事業承継等の円滑化を促進させる手段として、活用が想定されています。

また、今回の改正の柱とされている社外取締役選任の促進は、主に上場企業に影響があるとされています。具体的なものとしては、社外取締役が監査役の役割を担う監査等委員会設置会社制度や社外取締役を置いていない場合の理由の開示義務化などが挙げられます。外部の目からのチェックにより、経営の透明性を高めることが狙いです。

以下、株式等売渡請求制度を中心に、主な改正点の概略についてご説明します。

【1】 株式等売渡請求制度の新設

<新設の経緯>

株式等売渡請求制度は、キャッシュ・アウト（現金を対価とする少数株主の締め出しをいいます）の新しい手法として新設されました。キャッシュ・アウトを活用することによって、会社の意思決定の迅速化・柔軟な経営の実現・株主管理コストの削減等が可能になります。この点、従来のキャッシュ・アウトの手法は、手続きが煩雑であり、かつ株主総会決議を必要としたため、完了までに多くの時間と費用を要していました。そこで、このような問題を解消するため、新設されたのが株式等売渡請求制度です。

<概要と特徴>

株式等売渡請求制度は、前述のとおり会社の90%以上の株式を保有している株主（特別支配株主といえます）が、その会社の残りの株主全員に対して、「株主総会決議を経ずに」その有する株式全部を売り渡すことを請求できる制度です。

主な特徴は、二つあります。一つは、株主総会決議が不要な点です。そのため、従来の手法よりも取得が容易となり、手続き期間の短縮と費用の節減が可能となりました。もう一つは、新株予約権及び新株予約権付社債もキャッシュ・アウトの対象とすることができる点です。これにより、キャッシュ・アウト完了後に新株予約権等が行使され、少数株主が復活するような事態を回避することができます。

<備考>

本制度では、売渡株主へ代金の支払いが完了していなくてもキャッシュ・アウトの効力が法律上発生するため、国会審議において、売渡株主の権利保護が十分ではないとの指摘がされました。この指摘については、法務省令で売渡株主の権利保護のための規定を追加するなどして今後対応がなされる見込みです。

[2] 監査等委員会設置会社制度の新設

社外取締役を活用し、取締役を監視できるよう監査等委員会設置会社制度が新設されました。この監査等委員会設置会社とは、監査役を置かず、監査等委員会という機関を置く株式会社のことをいいます。監査等委員会は、監査等委員である取締役が3人以上で、その過半数が社外取締役で構成されます。権限として、取締役の職務執行の監査を行うことや、株主総会において取締役の選任・解任や報酬について意見を述べること等が認められています。

[3] 社外取締役の要件の見直し

社外取締役の就任要件が見直され、下記①～⑤になりました。

- ① 就任する会社又はその子会社の業務取締役等ではない者
- ② 過去10年間に、就任する会社又はその子会社の業務取締役等になったことがない者【変更】
- ③ 就任する会社の親会社の取締役等ではない者【新設】
- ④ 就任する会社の兄弟会社の業務執行取締役等ではない者【新設】
- ⑤ 会社の取締役等の配偶者又は2親等以内の親族ではない者【新設】

②は、現行法では業務取締役等に「過去に一度も」なったことがないことが要件でしたが、改正では「過去10年間に」緩和されました。これに対して、③～⑤は、改正により新設されたもので、不祥事を防ぐ効果を高めるため、要件が厳格になりました。なお、社外監査役においても同様の要件です。

[4] 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

前述のとおり改正では社外取締役の選任を促しており、上場会社において社外取締役を置いていない場合、当該会社は定時株主総会で、社外取締役を置くことが相当ではない理由を説明しなければならないとされました。この説明義務が課されたことにより、上場会社では、原則として少なくとも一人は社外取締役を置くことが必要になったと考えられています。

なお、理由の説明は、施行後最初に開催される定時株主総会から必要になります。施行が平成27年4月1日の場合、直後の平成27年6月の定時総会で説明を求められることとなります。

以上が、主な改正点の概略となります。ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。